



雄物川上流

No.184 発行日 平成21年10月30日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

あっちもこっちもゴミだらけ... 撤去作業を行いました

湯沢市角間地区(10月15日(木))湯沢市酒蔀地区(10月29日(木))で大量に不法投棄されたストーブや冷蔵庫、錆びたドラム缶やタンなどの粗大ゴミの撤去作業を湯沢保健所及び湯沢市役所と合同で行いました。不法投棄されたゴミの量は2tトラック約6台分にもなりました。

不法投棄は犯罪です。法律で罰せられます。

考えてみてください...みなさんのふるさとの川が汚れています。絶対に不法投棄をしないで下さい。

河川や河川敷をきれいに保つためにも皆さんもご協力をお願いします。



様々なゴミを回収している様子



まだまだほんの一部...



トラックいっぱいの粗大ゴミ

【不法投棄の罰則】

■河川法 第29条違反

→ 3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反 → 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

導水路工事のおしらせ (湯沢市中野々目～関口地区)

平成19年より「湯沢頭首工」と「幡野弁天頭首工」の2つの固定堰を1つの可動堰に統合する湯沢統合堰改築工事を進めてきましたが、その一環として、水を導くための水路整備及び堤防強化のための築堤の腹付け盛土工事を実施します。

工事期間中は、片側交互通行規制を行うなど、地域のみなさんにはご不便をお掛けしますが、雄物川の治水効果の早期発揮のためにも、ご協力をお願いします。

工事に関して、お気づきの点がありましたら、工事看板に記載してある施工業者若しくは、十文字出張所まで、お問い合わせください。

また、河川工事の現場見学等も受け付けております。

お気軽にご連絡ください。

導水路のルート 最も経済的である現況堤防川裏側法尻沿いに設置



桜木の保護・伐採について

盛土工事に支障がある為、川表側の桜の木だけを伐採

川裏側の桜は切らない

川表側

川裏側

雄物川

築堤の盛土

水を導く為の水路